

学校いじめ防止基本方針



青森県立青森北高等学校

(令和2年3月5日最新版)

学校いじめ防止基本方針（前文）

青森県立青森北高等学校

いじめは、いつでも、どの学校でも、どの生徒にも起こりうることであり、いじめを受けた生徒には、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。いじめをきっかけに不登校になったり、時には自らの命を絶とうとするなど、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれもある。したがって、「いじめは絶対に許されない行為」という認識の下、全教職員が一丸となって組織的に対応する必要がある。

そこで、本校のモットーである文武両道を推進するために、すべての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に意欲的に取り組めるよう、地域や家庭、その他の関係機関と連携を図り、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの解決に向けた「いじめ防止基本方針」を策定するものである。

《 目 次 》

1	いじめとは	2
2	いじめ防止の指導体制・組織的対応	3
3	いじめの未然防止	6
4	いじめの早期発見	7
5	いじめへの対処	9
6	ネットいじめへの対応	11
7	いじめの解消について	12
8	重大事態への対応	13
9	評価	14
10	いじめが疑われる事案への対応フローチャート	15

1 いじめとは

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えらる。

- ・嫉妬心(相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支配欲(相手を思いどおりに支配しようとする)
- ・愉快犯(遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする)
- ・同調性(強いものに追従する、数の多い側に入っていたい)
- ・嫌悪感(感覚的に相手を遠ざけたい)
- ・反発・報復(相手の言動に対して反発・報復したい)
- ・欲求不満(いらいらを晴らしたい)

(4) いじめの態様

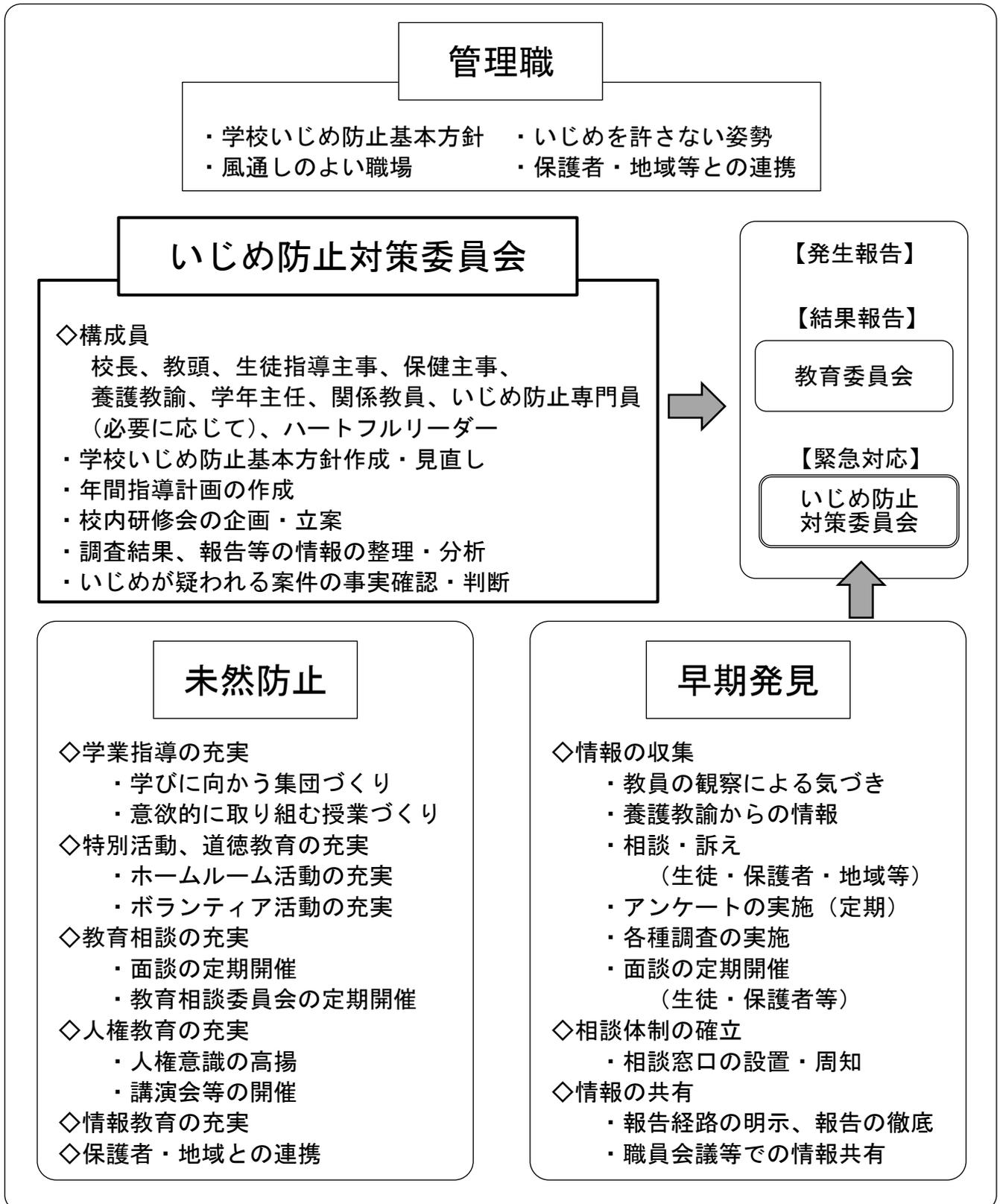
いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ①冷やかしやからかい、悪口を言われる。
- ②集団から無視されたり、仲間はずれにされる。
- ③叩く、こづく、蹴るなどの暴力的行為を受ける。
- ④金銭や物品を要求される。
- ⑤金銭や物品を隠されたり、盗まれたりする。
- ⑥恥ずかしいこと、嫌なこと、危険なことを強要される。
- ⑦メールやSNS等で、虚偽の情報を流されたり、誹謗中傷をされたりする。

2 いじめ防止の指導体制・組織的対応

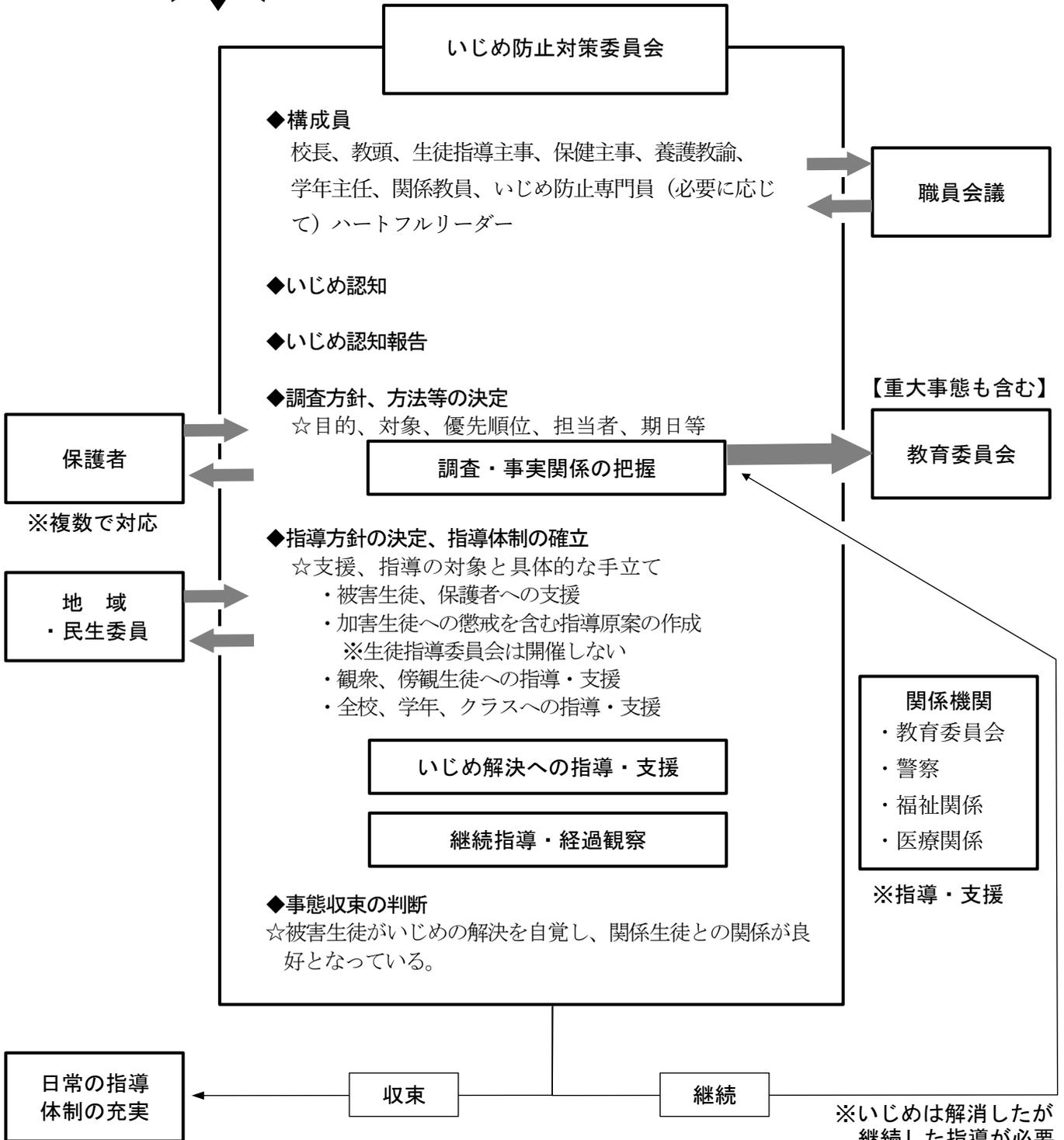
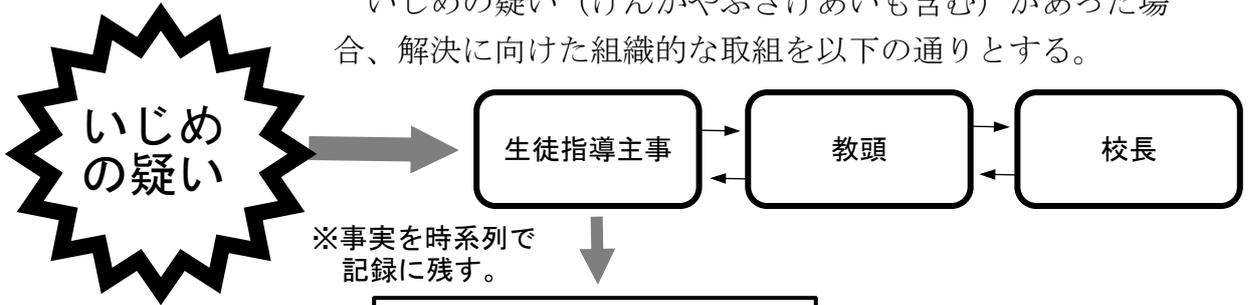
(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。



(2) 緊急時の組織的対応

いじめの疑い（けんかやふざけあいも含む）があった場合、解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。



《いじめ収束の判断》
いじめに係る行為が3カ月以上、止んでいること。いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(3) いじめ防止のための年間計画

いじめ防止のための年間計画を定め、計画的に取り組む。

月	実施内容	場所(場面)	対象	主管
4月	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の確認と共通理解 クラス開き(クラスのルール確認) 保護者への「いじめ防止対策」説明及び啓発 情報モラル教室 生徒指導の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議 HR活動 P T A総会 体育館 職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員 生徒 保護者 生徒 教職員 	<ul style="list-style-type: none"> 教頭 学年 生徒指導部 生徒指導部 教頭
5月	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 生徒指導の情報共有 第1回学校評議員会 	<ul style="list-style-type: none"> HR活動 職員会議 放課後 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒 教職員 教職員等 	<ul style="list-style-type: none"> 学年 教頭 校長
6月	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 生徒指導の情報共有 1回目のいじめアンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> HR活動 職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒 教職員 	<ul style="list-style-type: none"> 学年 教頭
7月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回いじめ防止対策委員会 三者面談 生徒指導の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> HR活動 特別委員会 HR活動 職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒、保護者 教職員等 生徒、保護者 教職員 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部 ハートフルリーダー 学年 教頭
8月	<ul style="list-style-type: none"> 三者面談 生徒指導の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> HR活動 職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒、保護者 教職員 	<ul style="list-style-type: none"> 学年 教頭
9月	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 生徒指導の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> HR活動 職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒 教職員 	<ul style="list-style-type: none"> 学年 教頭
10月	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 生徒指導の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> HR活動 職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒 教職員 	<ul style="list-style-type: none"> 学年 教頭
11月	<ul style="list-style-type: none"> 2回目のいじめアンケート実施 第2回いじめ防止対策委員会 生徒指導の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> HR活動 特別委員会 職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒 教職員等 教職員 	<ul style="list-style-type: none"> 学年 ハートフルリーダー 教頭
12月	<ul style="list-style-type: none"> 三者面談 生徒指導の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> HR活動 職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒、保護者 教職員 	<ul style="list-style-type: none"> 学年 教頭
1月	<ul style="list-style-type: none"> 三者面談 生徒指導の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> HR活動 職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒、保護者 教職員 	<ul style="list-style-type: none"> 学年 教頭
2月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回学校評議員会 生徒指導の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後 職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員等 教職員 	<ul style="list-style-type: none"> 校長 教頭
3月	<ul style="list-style-type: none"> 3回目のいじめアンケート実施 第3回いじめ防止対策委員会 いじめ防止基本方針の見直し 評価 生徒指導の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> HR活動 特別委員会 職員会議 職員会議 職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒 教職員等 教職員 教職員等 教職員 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部 ハートフルリーダー 生徒指導部 校長 教頭

3 いじめの未然防止

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・ホームルーム担任による面談の定期的実施
(5月、6月、7月、8月、9月、10月、12月、1月)
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用

(4) 人権教育の充実

- ・ホームルーム活動を通じた人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ・ネットいじめ防止の理解と意識高揚

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施
- ・保護者アンケートの実施と情報提供

4 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの積極的認知

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく積極的に認知する。

(2) いじめられている生徒・いじている生徒のサイン

《いじめられている生徒のサイン》

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多いため、多くの教員の目でさまざまな場面をとおして生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サイン
登校時 朝のSHR	<ul style="list-style-type: none"> ○遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ○教員と視線が合わず、うつむいている。 ○体調不良を訴える。 ○提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 ○担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○保健室・トイレに行くようになる。 ○教材等の忘れ物が目立つ。 ○机周りが散乱している。 ○決められた座席と異なる席に着いている。 ○教科書・ノートに汚れがある。 ○突然個人名が出される。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> ○弁当にいたずらをされる。 ○昼食を教室の自分の席で食べない。 ○用のない場所にいることが多い。 ○ふざけあっているが表情がさえない。 ○衣服が汚れていたりしている。 ○一人で清掃している。
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ○慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ○持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ○一人で部活動の準備、片付けをしている。

《いじている生徒のサイン》

いじている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

場 面	サイン
登校時、教室内、 休み時間、放課後 等あらゆる場面に おいて	<ul style="list-style-type: none"> ○教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ○ある生徒だけ、周囲が異常に気を遣っている。 ○教員が近づくと、不自然に分散したりする ○自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

(3) 教室・家庭でのサイン

《教室でのサイン》

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

- | |
|---|
| ○嫌なあだ名が聞こえる。
○席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
○何か起こると特定の生徒の名前が出る。
○筆記用具等の貸し借りが多い。 |
| ○壁等にいたずらや、落書きがある。
○机や椅子、教材等が乱雑になっている。
○私物が隠されたり無くなったりする。
○けんかやふざけあいが起きている。 |

《家庭でのサイン》

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

- | |
|--|
| ○学校や友人のことを話さなくなる。
○友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
○朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
○電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
○受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
○不審な電話やメールがあったりする。
○遊ぶ友達が急に変わる。
○部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 |
| ○理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
○理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
○登校時刻になると体調不良を訴える。
○食欲不振・不眠を訴える。 |
| ○学習時間が減る。
○成績が下がる。 |
| ○持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
○自転車がよくパンクする。
○家庭の品物、金銭がなくなる。
○大きな額の金銭を欲しがる。 |

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施(5月、6月、7月、8月、9月、10月、12月、1月)

(5) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施(7月、11月、3月)

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

5 いじめへの対処

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

6 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

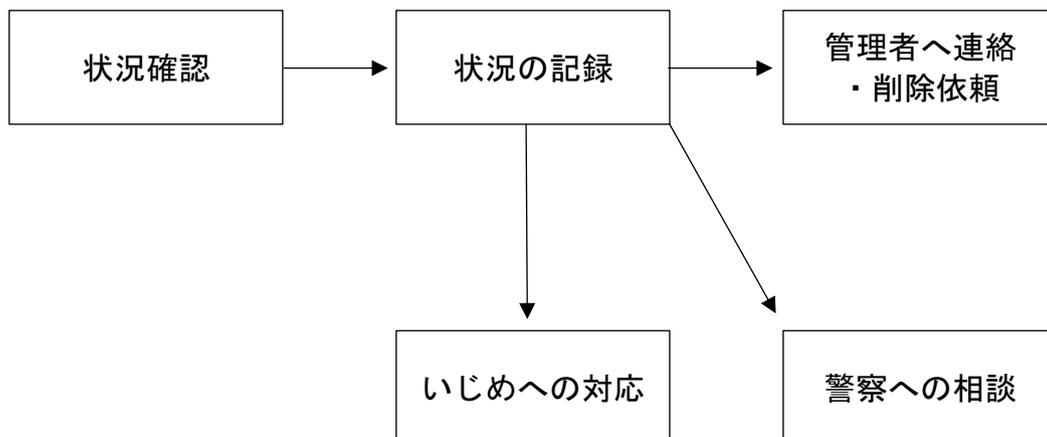
(2) ネットいじめの予防

- ①保護者への啓発
 - ・フィルタリング
 - ・保護者の見守り
- ②情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の充実
- ③ネット社会についての講話(防犯)の実施

(3) ネットいじめへの対応

- ①ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール

②不当な書き込みへの対応



7 いじめの解消について

(1) いじめが解消されたとする要件

いじめの解消は、

- ①「いじめに係る行為が3カ月以上、止んでいること」
- ②「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

の2つの要件を満たすこと。

(2) 「いじめに係る行為が3カ月以上、止んでいること」について

- ①いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ②ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、県教育員会又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ③教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(3) 「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」について

- ①いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ②いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。
- ③いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ④上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察する。

(3) 解消の報告

いじめ対策委員会で「いじめが解消した」と判断した場合は、いじめ解消の報告を所定の様式により県教育委員会へ報告する。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合

- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

- ③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告する。

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために調査する。

事案の調査を行う主体や調査組織については県教育委員会が判断する。

①県教育委員会が学校を調査主体とした場合

- ア 県教育委員会の指導の下に事実関係についての調査を実施する。
- イ いじめ防止対策委員会を母体として、状況に対応した専門家を加えて解決に向けて取り組む。
- ウ 当該いじめ事案の関係者と利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性を確保するようにする。
- エ いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供する。情報の提供にあたっては、生徒のプライバシー保護に配慮するなど、個人情報に十分配慮する。
- オ 調査結果については、速やかに県教育委員会に報告する。

②県教育委員会が調査主体となる場合

- ア 県教育委員会の指示のもと、資料の提出や調査依頼に全面的に協力する。

9 評価

(1) 学校評価への位置付け

青森県いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるとある。そのことから、学校評価の最も基本となる自己評価へ評価項目を定め、教職員アンケート及び外部アンケート（生徒・保護者対象）を実施する。

(2) 評価項目

- ①学校いじめ防止基本方針の内容や学校いじめ対策組織の存在が周知されている。
- ②相談窓口の設置や相談の流れ等、相談体制が整備されている。
- ③年間を通して、いじめ防止の取組が実施されている。
- ④定期的または必要に応じたアンケートを実施している。
- ⑤個人面談や保護者面談を実施している。
- ⑥いじめ事案の対処が適切に行われている。
- ⑦いじめに関する校内研修を複数回実施している。

(3) 取組の改善

評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。

10 いじめが疑われる事案への対応フローチャート

